

料7（90頁）参照）

各自治体におかれては、引き続き、児童及び保護者のニーズに応じ、安心できる環境において、病児・病後児保育が実施されるよう、事業の推進を図っていただきたい。

（2）地域における子育て支援拠点の拡充（地域子育て支援拠点事業の実施について）

地域における子育て支援の拠点となる、「つどいの広場事業」及び「地域子育て支援センター事業」については、児童館の活用も図りながら、新たに「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」として再編し、平成19年度から、「地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）」として実施することとしたところ。

19年度予算（案）には、「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所を前倒しして実施できる経費として、84億円の予算を盛りこんだところである。

拠点事業の実施要綱（案）は、少子化対策企画室追加資料によりお示ししているとおりであり、「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6として、盛りこむこととしている。（交付要綱についても、「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」に盛りこむこととしている。）

ア. ひろば型

（ア）「出張ひろば」について

翌年度に常設の「ひろば型」に移行することを前提に、既に「ひろば型」を開設している主体（市町村直営の場合を除く。）が、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、週1日～2日で「ひろば型」と同一内容の事業を実施する「出張ひろば」を開設する場合には、加算を行うものとする。（年額134万円（予定））

「出張ひろば」に対する加算は、開設年度の翌年度には、必ず週3日以上かつ1日5時間以上の「ひろば」に移行することを条件に行い、加算は開設年度のみ行うものとする。

また、一つの「ひろば型」が2カ所以上出張ひろばを実施する場合であっても、加算額は134万円（予定）とする。

また、「出張ひろば」は、地域のニーズや実情を十分把握の上、子育て親子にとって最も適した場所で実施すること。

そのため、必要に応じ、開設場所を変更しても差し支えないものとするが、その際には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮す

ること。

(イ) 地域の子育て力を高める取組

地域の子育て力を高める取組については、①学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組、②地域の高齢者や異年齢児童等との世代間の交流を継続的に実施する取組、③父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組、④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組を「ひろば型」において実施した場合に、加算を行うものとする。

なお、いずれの取組についても、一時的、単発的に実施するのではなく、②や③は少なくとも月1回以上、④については週1回以上実施するものであること。

なお、加算額については、1事業実施の場合は448千円、2事業実施の場合は597千円、3事業実施の場合は747千円、4事業実施の場合は896千円を加算する予定としている。

イ. センター型

センター型は、地域の子育て支援情報の収集や提供に努めるものとし、子育て全般に関する専門的な支援を行うものとする。

また、地域に出向いた地域支援活動を必ず実施し、公共施設等に出向いて、親子の交流や子育てサークルの援助等を実施する他、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、家庭への訪問等も行うものとする。

なお、従来より実施されている地域子育て支援センター（小規模型）については、3年間の経過措置を設け、「ひろば型」又は「センター型」への移行を図ることとし、移行しない場合には補助を廃止することとしているので、小規模型を設置している市町村におかれては、十分留意されたい。

ウ. 児童館型

児童館型では、民営の児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等、子育て親子が交流できる適切な場を提供し、事業を実施することとする。

また、子育て親子の支援に関して意欲があり、かつ、子育てに関する知識と経験を有する者を1名以上（非常勤でも可）配置するものとする。

さらに、児童館型においても、ひろば型と同様、地域の子育て力を高める取組を実施した場合には、加算の対象となるので、積極的に取り組んでいただきたい。